

金沢地方法務局からのお知らせ

法務局では、「所有者不明土地」が発生することを予防するため、相続土地国庫帰属制度をスタートさせました。この制度は、相続又は遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とするものです。

さらに、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年内に相続登記の申請を義務づけるものです。

詳しくは、法務局へお問合せください。

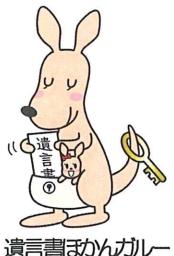
(相続土地国庫帰属制度問合せ先：不動産登記部門 076-292-7820
相続登記申請の義務化問合せ先：不動産登記部門 076-292-7821)



【相続土地国庫帰属制度】



【相続登記申請の義務化】



次に、皆様が自書した遺言書を法務局で預かる制度があります。
法務局に遺言書を預けると、紛失、他人による改ざんなどを防ぐことができます。申請手数料は3,900円、家庭裁判所での検認も不要です。

詳しくは、法務局へお問合せください。

(自筆証書遺言書保管制度問合せ先：供託課 076-292-7846)



【自筆証書遺言書管理制度】



また、法務局では遺言や相続に関する出前講座を無料で行っています。
出前講座のテーマは、「自筆証書遺言の管理制度」「民法等改正（相続法、相続登記の義務化等）」「法定相続情報証明制度」「相続人と相続分」についてです。

皆様のご都合の良い場所に法務局職員が伺いますので、職場や町内会などの勉強会・研修会等お気軽にご利用ください。

(出前講座問合せ先：総務課 076-292-7811)